

L-アスコルビン酸ナトリウムの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

現在、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸カルシウム等の4成分のビタミンC源が、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」を目的とした飼料添加物として指定されている。

平成19年12月、農業資材審議会において、新たにL-アスコルビン酸ナトリウムを飼料添加物として指定することについて審議した結果、既存の飼料添加物と同等の有効性と家畜への安全性が確認され、当該物質を新規に指定し、成分規格及び基準設定することは適当であるとの答申を得た。

2. 指定等の概要

L-アスコルビン酸ナトリウムを「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」の用途の飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の基準及び成分規格を設定する。

3. 今後の方針

食品安全委員会から、当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果を得た後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、告示及び省令の改正の手続を進める。